

令和7年度 第2回

早良市民センター運営審議会

◆日時 令和8年3月4日(水) 10:00～

◆場所 早良市民センター 3階 視聴覚室

《 次 第 》

1 開会

2 館長あいさつ

3 議事

(1) 協議・報告事項

議題1 令和7年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和7年度指定管理者事業について

議題3 令和8年度指定管理者事業実施計画について

(2) その他

4 閉会

(資料目次)

- ・議題1 令和7年度 市民センターの利用状況について (P2～P3)
- ・議題2 令和7年度指定管理者事業について (P4～P5)
- ・議題3 令和8年度指定管理者事業実施計画について (P6)

(参考資料)

- ・福岡市立早良市民センター運営審議会要綱 (P7)
- ・福岡市立早良市民センター運営審議会傍聴要領 (P8)
- ・市民センター運営方針 (P9)
- ・福岡市立早良市民センター運営審議会委員名簿 (P10)

議題Ⅰ 令和7年度 市民センターの利用状況について

◆ 施設別利用状況

施設	令和7年度(R8年1月末)		令和6年度		令和5年度	
	231日		347日		347日	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホー ル	230	26,212	303	36,479	315	34,687
視 聴 覚 室	378	7,752	648	13,642	677	13,168
音 楽 室	476	5,427	773	9,321	744	9,327
実 習 室	347	3,220	544	5,639	548	5,777
第 1 会 議 室	383	7,771	601	13,163	658	12,129
第 2 会 議 室	328	4,227	533	6,970	549	7,209
第 3 会 議 室	365	2,649	603	4,351	600	4,988
第 1 和 室	283	1,472	377	2,175	409	2,189
第 2 和 室	278	1,355	379	2,050	399	1,978
合 計	3,068	60,085	4,761	93,790	4,899	91,452

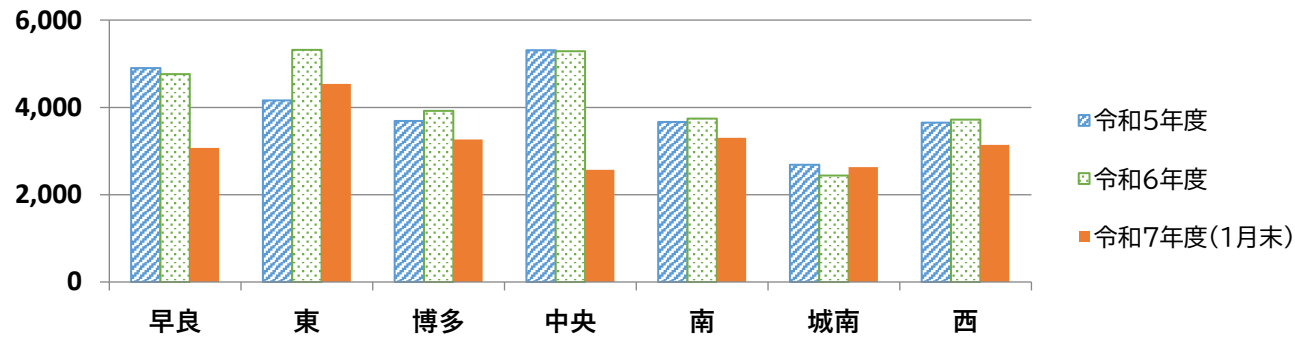
※R7年4月～5月 改修工事に伴い平日・日中の利用休止(平日夜間(18時～)と土日祝(終日)は利用可)
※R7年8月～9月 改修工事に伴い全館利用休止

◆ 他市民センターとの利用状況比較

※ 東:R3～5年度 一部ワクチン接種会場となったため利用制限あり
中央:R7年10月～ 改修に伴い休館
城南 :R6年2月～R7年2月 改修に伴いホール利用休止
西:R7年2月～ 改修に伴いホール利用休止

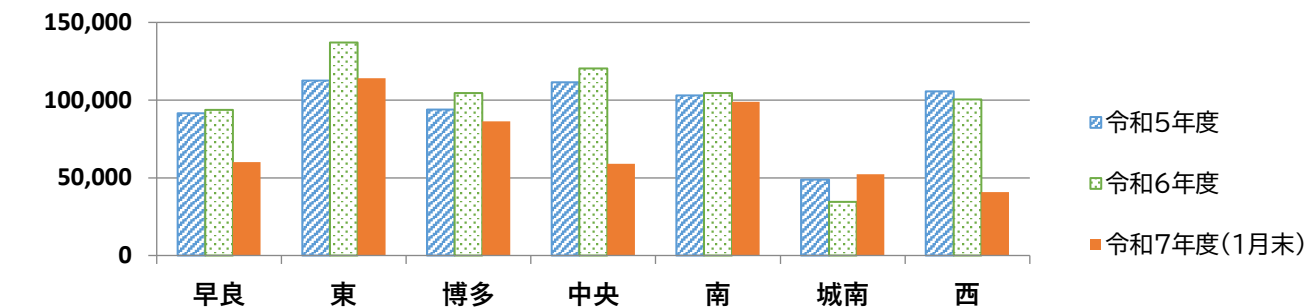
【利用件数(件)】

センター 年度	早良	東	博多	中央	南	城南	西
令和5年度	4,899	4,159	3,687	5,313	3,666	2,685	3,650
令和6年度	4,761	5,317	3,918	5,288	3,740	2,436	3,722
令和7年度(1月末)	3,068	4,536	3,263	2,569	3,306	2,629	3,138



【利用人数(人)】

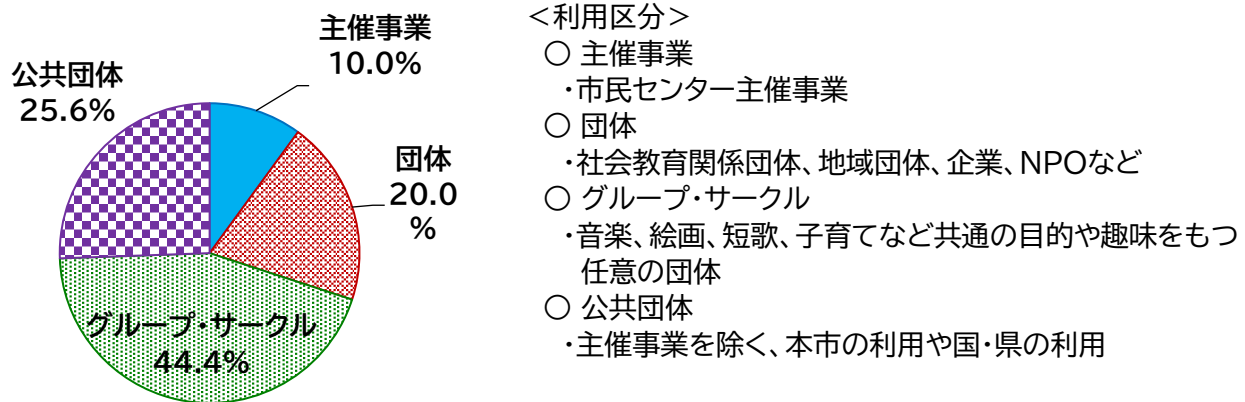
センター 年度	早良	東	博多	中央	南	城南	西
令和5年度	91,452	112,663	94,017	111,459	103,079	48,932	105,570
令和6年度	93,790	137,020	104,482	120,449	104,557	34,523	100,437
令和7年度(1月末)	60,085	114,175	86,287	58,971	98,906	52,266	40,846



◆ 利用区分別利用状況

年度 利用区分	令和7年度(1月末)		令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	308	4,850	450	6,783	702	9,393
団 体	613	19,185	1,170	36,854	1,189	35,276
グループ・サークル	1,363	16,097	1,987	22,435	2,223	27,951
公共団体	784	19,953	1,154	27,718	785	18,832
合計	3,068	60,085	4,761	93,790	4,899	91,452

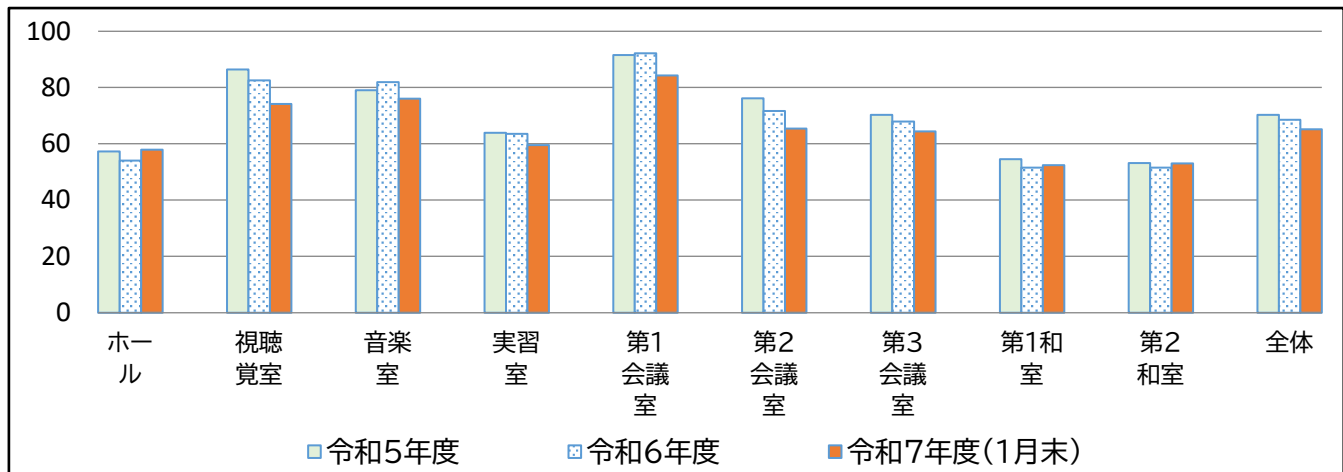
<件数の割合(令和7年度(R8年1月末))>



◆ 施設別利用率 (%)

年度	ホール	視聴覚室	音楽室	実習室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第1和室	第2和室	全体	ホール以外
令和5年度	57.3	86.4	79.0	63.9	91.6	76.2	70.3	54.5	53.2	70.3	71.9
令和6年度	54.1	82.6	81.9	63.5	92.2	71.7	67.9	51.5	51.5	68.5	70.4
令和7年度(1月末)	57.9	74.2	76.0	59.5	84.3	65.4	64.4	52.4	53.1	65.2	66.1

(%)



※ 利用率 : ①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数 : 1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数 : 1日の利用区分(3回)×開館日数

議題2 令和7年度指定管理者事業について（実績は令和8年1月末時点）

※敬称略

(1)講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
早良区第1回人権講座 紅葉八幡宮 禰宜 平山道宣	令和7年6月19日(木)	263 名
早良区人権を考えるつどい 映画「52 ヘルツのクジラたち」上映	令和7年7月10日(木)	午後 500名 夕方 280名
早良区第2回人権講座 手話でつながるメッセージ 「SDGs 誰一人取り残さない社会へ」 福岡市ろうあ協会 福岡県高等聴覚特別支援学校	令和7年10月14日(火)	373 名
早良区第3回人権講座 映画「夕陽のあと」上映	令和7年11月20日(木)	午前 291名 午後 281名
早良区生涯学習事業 ベトナム国立オペラバレエ指揮者 木村厚太郎 管弦楽アンサンブル	令和8年1月24日(土)	500名
早良区第4回人権講座 (有)子どもの学び館 代表取締役 NPO 法人みんなの学び館 顧問 福永宅司	令和8年1月31日(土)	220 名
早良区生涯学習事業 「心躍る！アルゼンチンタンゴの世界」	令和8年2月19日(木)	定員 500 名

(2)文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
5月映画祭 「湯を沸かすほどの熱い愛」上映	令和7年 5月18日(日)	午前 216 名 午後 224 名
着ぐるみ人形ミュージカル劇 「みにくいアヒルの子」	令和7年 6月22日(日)	午前 315 名 午後 307 名
夏休み子ども映画「パウ・パトロール ザ・マイティ・ムービー」上映	令和7年 7月21日(月・祝)	午前 58名 午後 52名
早良市民センター文化祭	令和7年10月19日(日)	延べ 907 名
おやこのダンスワークショップ 「絵本でダンス！」	令和7年11月24日(月・祝)	午前 21 名 午後 19 名
クリスマスコンサート	令和7年12月22日(月)	102 名
さわらフェスタ	令和8年 1月18日(日)	延べ 442 名
ウィンターコンサート	令和8年 2月15日(日)	定員 500名

(3)その他事業

事業名	実施時期	参加者数
七夕飾り	令和7年6月23日(月) ～7月24日(木)	311名

議題3 令和8年度指定管理者事業実施計画について

※敬称略

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期(予定)	定員(予定)
早良区第1回人権講座 講師:宅老所よりあい代表 村瀬孝生	令和8年6月22日(月) ～26日(金)のいずれか1日	500名
早良区人権を考えるつどい 映画「心の傷を癒すということ」	令和8年7月6日(月) ～10日(金)のいずれか1日	500名
早良区第2回人権講座 映画「みんなの学校」	令和8年9月14日(月) ～18日(金)のいずれか1日	500名
早良区第3回人権講座 講師:児嶋由紀	令和8年10月20日(火) ～23日(金)のいずれか1日	500名
早良区第4回人権講座 講師:デフサッカー日本代表 松元卓巳	令和8年11月24日(火) ～27日(金)のいずれか1日	500名
早良区生涯学習事業 音楽ユニット「SOUND SKETCH」	令和9年 1月23日(土)	500名

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期(予定)	定員(予定)
着ぐるみ人形劇ミュージカル 「田舎のねずみと都会のねずみ」	令和8年6月21日(日)	500名
夏休み子ども映画	令和8年7月20日(月・祝)	300名～500名
さわらフェスタ	令和8年 8月2日(日)	500名
早良市民センター 秋の文化祭	令和8年10月25日(日)	500名
(仮称)中高生ダンス大会	令和8年11月23日(月・祝)	500名
クリスマスコンサート	令和8年12月12日(土)	500名
(仮称)冬の映画祭	令和9年 1月17日(日)	500名
ウィンターコンサート	令和9年 2月21日(日)	500名

(3) その他事業

事業名	実施時期(予定)	定員(予定)
七夕飾り	令和8年6月下旬～7月下旬	—

福岡市立早良市民センター運営審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立南市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

福岡市立早良市民センター運営審議会傍聴要領

(傍聴の手続)

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付を受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(定員)

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

(入場の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(退場)

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組みます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組みます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。

福岡市立早良市民センター運営審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和9年6月30日まで

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備 考
学校教育 関係者	きのした ひろこ 木下 博子	福岡市立小田部小学校 校長	
	やまだ けいぞう 山田 圭三	福岡市立原北中学校 校長	
社会教育 関係者	あべ てつり 阿部 哲法	早良区自治協議会会長会 副会長 (大原校区自治協議会 会長)	
	なかむら ななよ 中村 名菜代	早良区男女共同参画を進める会 幹事 (有住校区男女共同参画協議会 会長)	
	いで ひでき 井手 秀樹	早良区公民館館長会 副会長 (小田部公民館 館長)	副委員長
家庭教育 関係者	ひらの せつこ 平野 説子	早良図書館だっこしておはなし会 代表	
学識経験者	とみなが あきこ 富永 明子	西日本短期大学保育学科 教授	委員長

職員名簿

氏 名	役 職
やまもと たけし 山本 武史	市民局生涯学習課 課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
やました たまみ 山下 珠美	市民局生涯学習課 市民センター第2係長
ながた たくひさ 永田 卓久	市民局生涯学習課 主査(社会教育担当) ※教育委員会市民センター主任社会教育主事を兼務
さかぐち みちこ 坂口 道子	市民局生涯学習課 市民センター第2係 係員
たに てつや 谷 哲哉	早良区生涯学習推進課 課長

早良市民センター指定管理者

指定管理者	さわら市民と街のコネクトパートナー
(代表企業)	太平ビルサービス株式会社
(構成員)	株式会社 福岡市民ホールサービス 一般社団法人 九州地域舞台芸術振興会